

令和5年1月30日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

中国電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に 関して、中国電力ネットワーク株式会社及び 中国電力株式会社に対して報告徴収を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、中国電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に関して審議を行い、中国電力ネットワーク株式会社及び中国電力株式会社に対して、電気事業法に基づき報告徴収を実施しましたので、お知らせいたします。

今般、一般送配電事業者として漏えいを禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が、中国電力ネットワーク株式会社と中国電力株式会社が共用している託送業務システムにおいて、アクセス制限の不備等により中国電力株式会社側で閲覧可能となっており、実際に閲覧されていたことが判明しました。

これは、電力・ガス取引監視等委員会から各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対して、情報漏えい案件の有無について調査することを求めていたところ、判明したものです。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社及び中国電力株式会社に対して、本日(30日(月))、電力・ガス取引監視等委員会から、電気事業法(昭和39年法律第170号)第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき報告徴収を実施したことをお知らせいたします。

今後、報告徴収の結果に基づき、必要な対応をとってまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者: 福原、日高、森野

電話: 03-3501-1585(直通)

メール: s-dentori-network@meti.go.jp